

「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」の改正について

1 改正理由

宅地建物取引業法施行規則（昭和32年建設省令第12号。以下「省令」という。）の一部改正を受け、国土交通省では「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」（以下「国土交通省の処分基準」という。）の一部を改正した。

本県においても、国土交通省の処分基準の改正を踏まえ、「宅地建物取引業者の違反行為に対する監督処分の基準」（以下「愛知県の処分基準」という。）を一部改正した。

2 改正内容

（1） 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第47条の2第3項の規定に基づく省令第16条の12第1号の改正を受け、同条の規定に違反した場合は法第65条第2項の規定により業務の全部又は一部の停止（以下「業務停止」という。）の対象となることから、愛知県の処分基準において業務停止を行う場合の標準の業務停止期間を以下のとおり定め、処分基準Ⅱ. 1.（1）の別表に追加する。

- ① 勧誘に先立って宅地建物取引業者名、担当者名、勧誘目的を告げずに勧誘を行った場合の標準の業務停止期間は7日間
- ② 相手方等が契約を締結しない旨等の意思表示をしたにもかかわらず再勧誘を行った場合の標準の業務停止期間は15日間（関係者の損害が発生した場合は30日間）
- ③ 迷惑を覚えさせるような時間の電話又は訪問による勧誘を行った場合の標準の業務停止期間は15日間（関係者の損害が発生した場合は30日間）